



親展

## ねんきん定期便です

受取人の方がお住まいではない場合には、開封せずに「誤配」「転居した」等をハガキにご記入の上、そのままポストに投函してください。

## 〈問い合わせ先・返戻先〉

問い合わせ受付時間は土日・祝日・年末年始を除く9時～17時です。

電話が混み合ってつながりにくい場合がありましたら、大変申し訳ありませんが、少し時間をおいてからおかけなおしください。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
--------	------------

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間(老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月

・「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。

・(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。

この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1)国民年金				老齢基礎年金 円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 円
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(経過の加算部分) 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(経過の加算部分) 円
(経過の職域加算額 (共済年金)) 円	(経過の職域加算額 (共済年金)) 円	(経過の職域加算額 (共済年金)) 円	(経過の職域加算額 (共済年金)) 円	(経過の職域加算額 (共済年金)) 円
(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(経過の加算部分) 円
	(経過の職域加算額 (共済年金)) 円	(経過の職域加算額 (共済年金)) 円	(経過の職域加算額 (共済年金)) 円	(経過の職域加算額 (共済年金)) 円
1年間の受取見込額		円	円	円

・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変動します。

・受給資格期間が300月に達していない場合や特定期間を有している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。

・国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。

・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による経過の職域加算額(共済年金)※を含めて表示しています。

※被用者年金一元化前(平成27年9月以前)の退職共済年金(報酬比例部分)の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については「職域加算部分」が廃止されました。被用者年金一元化前の期間(平成27年9月以前)については別途「経過の職域加算額(共済年金)」として共済組合から支給されます。

・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

## 「最近の月別状況です」の見方

### 「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間 (または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない期間)
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です)
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していないかった期間

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、このハガキの表面に記載された共済組合にお問い合わせいただき、ご自身の年金加入記録をご確認ください。

平成27年9月以前の地方公務員共済組合期間については、「掛金の標準となった給料月額」を千円未満切り捨てて表示しています。

この「ねんきん定期便」は下記の時点でお作成しており、平成 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

### 【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金（第1号被保険者期間）	国民年金保険料 円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料(被保険者負担額) 円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円
(1) と (2) の合計	円

【参考】これまでの保険料納付額(累計額)について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。
  - ・厚生年金保険の保険料納付額(被保険者負担額)は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率(掛金率)を基に計算しています。
  - ・国家公務員共済組合期間に係る保険料については、標準報酬制度の導入(昭和61年4月)以後の保険料納付額(国家公務員共済期間に通算された旧三公社共済期間が含まれている場合のその期間に係る保険料納付額は除きます。)のみを表示しています。
  - ・地方公務員共済組合期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内での掛け率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。
  - ・国家公務員共済から地方公務員共済へ異動した場合、又は、地方公務員共済から国家公務員共済へ異動した場合のそれぞれの共済期間に係る保険料納付額については、上記の条件により表示しています。